



2026 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社牧野フライス製作所
代表者名 取締役社長 宮崎 正太郎
(コード番号 6135 東証プライム)
問合せ先 専務取締役管理本部長 永野 敏之
(TEL : 046-284-1439)

**(開示事項の経過) 株式会社日本産業推進機構による
当社株式の買収提案に関する当社の検討終了のお知らせ**

当社は、株式会社日本産業推進機構（以下「日本産業推進機構」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得（以下「本取引」といいます。）に関する提案（以下「本提案」といいます。）について、2026 年 4 月 30 日付プレスリリース「(開示事項の経過) MM ホールディングス株式会社（以下「MM ホールディングス」といいます。）による当社株式に対する公開買付けの不実施に関するお知らせ」（以下「2026 年 4 月 30 日付当社プレスリリース」といいます。）及び 2026 年 6 月 25 日付プレスリリース「当社に関する一部報道について」で公表しているとおり、当社が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）における協議を含めて、検討を続けておりましたが、本日付けで、当社は、日本産業推進機構に対し本提案に応じない旨を回答し、本提案の検討を終了することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

かかる検討において、当社は、日本産業推進機構との間で書面での質疑応答（以下「本質疑応答」といいます。）を複数回実施し、企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するか否かの観点から本提案を検討して参りました。日本産業推進機構は、本提案及び本質疑応答における回答（以下「本回答」といいます。）において、本取引の実施に当たり、日本産業推進機構以外の共同投資家として、外国籍の投資家（高リスクに分類される外国政府系の投資家を含みます。）にも相応の割合の出資をさせる想定である旨を回答しています。2026 年 4 月 30 日付当社プレスリリース、及び MM ホールディングスによる 2026 年 4 月 30 日付プレスリリース「株式会社牧野フライス製作所株式（証券コード：6135）に対する公開買付けの不実施に関するお知らせ」にて公表しているとおり、財務大臣及び経済産業大臣が、同月 22 日付で、MM ホールディングスに対し、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）に基づき、当社株式の取得を中止することの勧告を行っているところ、本回答の内容を踏まえても、MM ホールディングスに対する当該勧告の経緯及び理由に鑑みて、本取引において外為法のクリアランス取得の蓋然性が高いとはいえないと考えております。

また、本提案及び本回答によれば、日本産業推進機構は、本取引の実施に当たり、共同投資家から相当程度の資金を調達することを想定しており、また、その大部分は外国籍の共同投資家から調達することが想定されているとのことですが、外国籍の共同投資家からの資金調達ができない場合、本取引の実行資金が確保できず本取引が実行できない可能性があると考えております。

したがって、本取引に関する外為法のクリアランス取得の蓋然性が高いとはいえないと考えられるところ、外国籍の共同投資家からの資金調達なくしては、本取引の実行資金が確保できない可能性があることから、本提案の実現可能性には懸念があると判断いたしました。

更に、本提案及び本回答に記載されている当社の成長戦略は、当社が 2026 年 5 月 13 日に開示した事業計画「企業価値向上に向けて（2026 年更新）」（以下「本事業計画」といいます。）等で当社が既に発表している成長戦略と類似する内容に留まっており、本取引を実行した場合に、その資金調達により当社に生じると見込まれる財務状態の悪化にも鑑みると、本提案が当社単独での上場維持と比較して企業価値の向上に資するとの確信を抱くに至っておりません。

当社は、本日、上記の点を総合的に勘案した上で、本特別委員会に対して、本提案の検討を終了することの是非について諮問し、本日付けで、上記と同様の理由に基づき、本提案に応じず、本提案の検討を終了することが妥当と考える旨の答申書（以下「本答申」といいます。）を本特別委員会より受領しました。その後、当社は、本答申を踏まえ、本日開催の取締役会にて、本提案の検討を終了することを決議いたしました。

当社は、本事業計画において公表した、収益性の向上、資産効率の向上、株主還元の充実等の各種企業価値向上施策への取り組みを通じて、株主及びステークホルダーの皆様にとって企業価値及び株主価値の最大化を図ってまいる所存です。かかる施策の一環として、株主還元のより一層の充実を図るため、本日、総額 60 億円の自己株式の取得を行うことを決議いたしました。詳細は、本日付のプレスリリース「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」をご覧ください。

以 上